

令和7年度アフリカ豚熱対策体制整備事業業務仕様書

1 委託事業名

令和7年度アフリカ豚熱対策体制整備事業委託業務

2 業務概要及び目的

豚および野生イノシシに感染する伝染病「アフリカ豚熱」のまん延は、世界的に深刻な問題となっている。2007年にはアフリカからヨーロッパ、ロシアへと広がり、2018年には中国にも拡大した。現在、東アジア21か国・地域のうち、台湾と日本のみが未発生だが、入国時に持ち込まれた肉製品からウイルスが検出される事例もあり、国内への侵入が強く懸念されている。

仮に日本国内でアフリカ豚熱に感染した野生イノシシの死亡個体が発見された場合、防疫措置として、発見地点から半径3kmの範囲で新たな死亡個体の搜索が必要となる。しかしながら、山間部や森林などでの徒歩による搜索には限界がある。

そこで本事業では、死亡個体の搜索演習の一環として、小型無人飛行機（以下「ドローン」）を活用した現地調査の実習を実施し、効果的かつ効率的で、安全性の高い搜索手法の検討を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月10日(火)まで

4 業務の内容

(1) 撮影場所(事前検討、実地演習とも)

海上の森センター内(愛知県瀬戸市吉野町) 約28.3km²(半径3km区域)

※実施場所は変更となる場合がある。

(2) 業務内容

ア 打ち合わせ

必要に応じて、オンラインもしくは対面での打ち合わせを実施。

イ 事前検討(1回)

実地演習とは別日に実施する、愛知県野生イノシシ対策職員による現地調査(下見)に同行し、休耕地やため池、砂防えん堤など搜索のポイントとなる実地演習の地点の選定や手法、使用機材等について検討する。

ウ 実地演習(1回)

- ・愛知県野生イノシシ対策室職員(数名程度)による現地実習(野生イノシシ生息域の徒歩による搜索活動)に同行し、休耕地やため池、砂防えん堤

など5～6地点程度の撮影飛行を実施し、リアルタイムで映像を確認する。

- ・野生イノシシのアフリカ豚熱感染個体確認地点を中心とする一定区域での死体搜索を想定し、野生イノシシ生息域(山林、農地、ため池、河川等を含む)の半径3 km 区域の上空からの映像及び画像を撮影、データ提供する。
- ・死体（演習用に設置した代用品を含む。）及び掘り返しの確認を職員と行う。
- ・イノシシの死体搜索にドローンを活用する上での必要な条件等について情報提供・助言を行う。

エ 意見交換会（1回・オンラインでの参加を想定）

実地演習とは別日に実施する、関係者が集まる意見交換会に参加し、実地演習の結果や死体搜索におけるドローン活用についての効果や課題等を報告する。

（3）実施日時

打ち合わせ、事前検討及び実地演習の実施日時は、発注者と協議の上、決定する。

意見交換会については、実施のおよそ3週間前に発注者から通知する。

（4）調査機材等

次の性能等を満たしたドローンを使用すること。

- ・野生イノシシの死体(体長 30～120cm 程度)、典型的な野生イノシシの痕跡である地面の掘り返し (0.25 m²程度) が容易に判定できる程度の解像度で撮影できるもの。
- ・ドローンでの撮影位置を取得し記録できるもの。
- ・国産またはアメリカ産のもの。

5 成果物

撮影した映像及び画像データを収録した光ディスク(DVD-R)を下記のとおり提出する。

（1）提出先

愛知県農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室
(愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

（2）提出期限

別途指示する。

6 その他

- (1) 提出された成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。
- (2) 業務に係る法律(航空法)等を熟知の上、抵触することのないよう注意する。
- (3) 業務の実施に当たり、周辺の建造物、農作物、林木等を損傷しないよう注意し、必要な措置を取ること。万一、損傷等が発生した場合には、受注者の責任により必要な対応を実施すること。
- (4) ドローンの飛行、撮影行為に必要な許可等の取得は受注者が行うものとし、調査全般に関する事前調整は発注者が行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。